

○学校規模等の適正化を検討する際に考慮すべき視点（文科省_適正規模・適正配置手引きより）

区 分	考慮すべき視点	
(1) 学校規模の適正化	学級数に関する視点	法令上（学校教育法施行規則第41条）、学校規模の標準は、学級数により設定されており、 <u>小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされているが、この標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」という弾力的なものとなっている</u>
	学級における児童生徒数等に関する視点	法令上標準が定められている学級数に加え、1学級当たりの児童生徒数や学校全体の児童生徒数、それらの将来推計などの観点も合わせて総合的な検討を行うことが求められる
(2) 学校の適正配置（通学条件）	通学距離による考え方	国では、公立小・中学校の通学距離について、 <u>小学校で概ね4 km以内、中学校では概ね6 km以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めていることから、<u>通学条件を通学距離によって捉えることが一般的</u></u>
	通学時間による考え方	適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、 <u>通学時間について、「概ね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当</u>

(参考資料)

1. 文部科学省【参考資料1】

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引(文部科学省)

「2章適正規模・適正配置について」

(1) 学校規模の適正化 P6～P14

(2) 学校の適正配置（通学条件） P15～P17